



# 令和5年度 第3回 高松市国健康保険運営協議会

## 別冊資料

## 目 次

- 1 令和6年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針新旧対照表 ······ 1

## 基本方針

新	旧
<p>国民健康保険は、我が国の国民皆保険の根幹をなすものであり、本市においても、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進を支えるという、重要な役割を果たしています。</p> <p>しかし、被用者保険など他の健康保険制度に比べ、被保険者の年齢構成が高いことから、一人当たりの医療費水準が高く、また、低所得者層の加入割合が高いなど、構造的な問題を抱えています。</p> <p>加えて、高齢化の進展や生活習慣の変化に伴う、疾病構造の多様化や生活習慣病の増加等により、本来は保険料で賄うべき医療給付費の更なる上昇も懸念されるところです。</p> <p>こうした状況を受けて、国においては、平成30年度の制度改革により、都道府県を財政運営の主体とすることを始めとする、国民健康保険制度の安定化及び基盤強化が図られているところであります。<u>第2期香川県国民健康保険運営方針においても、保険料水準の統一（同一所得・同一世帯構成であれば、県内のどの市町に住所を有していても、同一料率・同一料額となる状態）の目標年度を令和18年度とし、段階的に各種国保事業の標準化に取り組むことが明記されています。</u></p>	<p>国民健康保険は、我が国の国民皆保険の根幹をなすものであり、本市においても、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進を支えるという、重要な役割を果たしています。</p> <p>しかし、被用者保険など他の健康保険制度に比べ、被保険者の年齢構成が高いことから、一人当たりの医療費水準が高く、また、低所得者層の加入割合が高いなど、構造的な問題を抱えています。</p> <p>加えて、高齢化の進展や生活習慣の変化に伴う、疾病構造の多様化や生活習慣病の増加等により、本来は保険料で賄うべき医療給付費の更なる上昇も懸念されるところです。</p> <p>こうした状況を受けて、国においては、平成30年度の制度改革により、都道府県を財政運営の主体とすることを始めとする、国民健康保険制度の安定化及び基盤強化が図られているところであります。<u>香川県においても、将来的には、県内の国民健康保険料水準の統一を検討するとの方向性が示されています。</u></p> <p>また、昨今のコロナ禍は、医療機関への受診控えの傾向のほか、物価高騰と相まって、経済的に困窮している加入世帯が増加する等、国民健康保険制度の運営面においても、大きな影響を与えています。</p>

本市においては、それまで恒常に発生していた法定外繰入金（決算補填目的）、いわゆる赤字繰入を解消すべく、平成30年3月に「赤字削減・解消計画書」を策定し、赤字削減に取り組んできました。保険料率の改定を行った令和2年度以降、赤字繰入は生じておりませんが、今後も、引き続き赤字繰入を生じさせずに、国民健康保険の安定的かつ持続可能な運営を目指していきます。

このため、本市国保財政の健全運営に向けて、引き続き、公費の更なる獲得のほか、高松市国民健康保険料収納率向上プランに基づき、口座振替の推進や滞納対策の強化などの保険料収入の確保に取り組みます。

また、香川県内の保険料水準の統一に向けて、県及び県内市町と丁寧に議論を進めています。

さらには、中長期的な視点で、第3期高松市データヘルス計画に基づく保険給付費適正化を目指し、県や医療機関等との連携を密にしながら、特定健康診査を始めとする各種健康づくりや、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等の取組を、I T・デジタル化の推進も図りつつ、進めています。

これらのこと踏まえ、次に掲げる事項を重点項目として定めます。

このようなことから、国民健康保険制度は、先行きが不透明な状況下に置かれていますが、本市としては、様々な社会経済情勢の変化等にも適切に対応しながら、いわゆる赤字繰入である、決算補填等目的の法定外繰入を生じさせずに、国民健康保険の安定的かつ持続可能な運営を目指す必要があります。

このため、本市国保財政の健全運営に向けて、引き続き、公費の更なる獲得のほか、高松市国民健康保険料収納率向上プランに基づき口座振替の推進や滞納対策の強化などの保険料収入の確保に取り組みます。

また、香川県内の保険料水準の統一に向けて、県及び県内市町と丁寧に議論を進めていく必要があります。

さらには、中長期的な視点での医療給付費適正化を目指し、県や医療機関等との連携を密にしながら、特定健康診査を始めとする各種健康づくりや、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等の取組を、ウィズコロナの時代において、I T・デジタル化の推進も図りつつ、進めています。

これらのこと踏まえ、次に掲げる事項を重点項目として定めます。

## 重点項目

項目	概要（新）	概要（旧）
1 <b>国保財政の健全化</b>	<p>(1) 赤字削減・解消計画に基づき、いわゆる赤字繰入である、決算補填等目的の法定外繰入を生じさせないよう、公費の獲得、保険料率の適正賦課、収納率の向上、及び健康づくり等を通じた医療費適正化に向けた取組等により、国保財政の健全運営を目指す。</p> <p>また、<u>引き続き</u>香川県及び県内市町との、県内の国民健康保険料水準の統一に向けた議論に参加する。</p> <p>(2) 「高松市国民健康保険料収納率向上プラン」に基づき、<u>令和6年4月から「We b口座振替受付サービス」を開始するなど、納期内納付の環境を整備し、デジタルサイネージを活用した納期限の周知などにより、保険料納付に対する意識啓発を行う。</u></p> <p><u>また、督促状発送前に未納者に架電するなど、早期の納付指導に努め、滞納世帯に対し、適切に納付指導や滞納処分を進める。</u></p> <p><u>なお、様々な要因により保険料の納付が困難な世帯に対しては、納付に関する指導や相談と併せて、生活再建に関する支援先の案内等も行う。</u></p>	<p>赤字削減・解消計画に基づき、いわゆる赤字繰入である、決算補填等目的の法定外繰入を生じさせないよう、公費の獲得、保険料率の適正賦課、収納率の向上、及び健康づくり等を通じた医療費適正化に向けた取組等により、国保財政の健全運営を目指す。</p> <p>また、香川県及び県内市町との、県内の国民健康保険料水準の統一に向けた議論に参加する。</p> <p><u>令和4年9月に策定した「高松市国民健康保険料収納率向上プラン」に基づき、納期内納付の環境整備や意識啓発を行うほか、滞納世帯に対しては、個々の状況把握に努めながら、適切に納付指導や滞納処分を進める。</u></p> <p><u>また、様々な要因により保険料の納付が困難な世帯に対しては、納付に関する指導や相談と併せて、生活再建に関する支援先の案内等も行う。</u></p>

2	<b>国保資格及び医療費の適正化</b>	<p>(1) <u>マイナンバーカードを保険証として利用するメリット等について、周知・広報を行うほか、令和6年12月に予定されている保険証廃止について、被保険者が適切な保険診療等を受けられるよう、国の動向を注視しつつ資格確認書又は資格情報のお知らせを発行する。</u></p> <p>(2) <u>香川県国民健康保険団体連合会等との連携を強化し、保険医療機関等の診療報酬明細書の点検や第三者行為求償事務をより適正に行うほか、療養費の支給の更なる適正化と事務の効率化に向けて、香川県及び県内市町と検討を行う。</u></p> <p>(3) <u>重複・多剤服薬、重複・頻回受診対策やジェネリック医薬品の推進等により、被保険者の健康増進、医療費適正化を図る。</u></p>	<p><u>医療保険事務の効率化や、被保険者の利便性の向上等を目的としたオンライン資格確認の普及に向け、マイナンバーカードの取得及び保険証利用の促進を図るための周知・広報に努める。</u></p> <p><u>香川県国民健康保険団体連合会等との連携を強化し、保険医療機関等の診療報酬明細書及び療養費（柔道整復術・海外療養費）の点検や、第三者行為求償事務について、より適正に行うなどにより、医療費の適正化に努める。</u></p> <p><u>被保険者の負担軽減及び保険給付費の削減を図るために、後発医薬品差額通知や重複・多剤服薬通知の送付等、医療費の適正化に取り組む。</u></p>
3	<b>保健事業の推進</b>	<p>(1) <u>第3期データヘルス計画に基づき、効果的・効率的な保健事業を実施するとともに、高松市保険給付費適正化プロジェクトチームが中心となって、個別の保健事業や評価指標の進捗状況を基に進行管理を行う。</u></p>	<p><u>次期データヘルス計画（令和6年度から6年間）の策定作業を進める中で、医療・健診データを活用するとともに、P D C Aサイクルによる適切な進行管理を通じて、効果的・効率的に保健事業を実施できる方策を検討する。</u></p>

	(2) <p>特定健康診査や特定保健指導等の適切な実施により、<u>生活習慣病の発症や重症化を予防し、被保険者の健康保持及び医療費適正化を目指す。</u> また、<u>被保険者が安心して保健指導を受けやすい環境づくりを図るため、「新しい生活様式」の広がりを踏まえた、IT・デジタル化の推進を検討する。</u></p>	特定健康診査や特定保健指導等の適切な実施により、 <u>中長期的な視点での医療給付費適正化を目指す。</u> また、 <u>ウィズコロナの時代に向けて、IT・デジタル化の推進も図りながら、被保険者が安心して受診や指導を受けやすい環境づくりに努める。</u>
	(3) <p><u>慢性腎臓病の発症や人工透析への移行を防ぐとともに、高血圧症や脂質異常症にも着目し、必要に応じた保健指導や適切な医療機関の受診を促すことにより、生活習慣病の発症や重症化の予防を図る。</u></p>	<u>「若年層対策健康診査」及び「保健指導」を実施し、若年期からの健康意識の醸成を図り、生活習慣病の発症や重症化の予防対策を推進する。</u>
	(4) <p><u>将来の重篤な疾患の予防、介護予防、認知症予防、そして健康寿命延伸のために、国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続し、高齢者の特性を踏まえ、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に積極的に取り組む。</u></p>	<u>医療機関と連携しながら、生活習慣改善のための適切な保健指導や、必要に応じた受診勧奨等により、糖尿病や慢性腎臓病、循環器病の重症化予防を図る。</u>

4	<b>その他取組事項</b>	(1) (3-(4)に統合)	<u>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に継続的に取り組み、高齢者一人一人の心身の多様な課題やニーズに応じた、きめ細やかな支援を行う。</u>
		(2) 女木島及び男木島に設置している国民健康保険直営診療所については、地域住民や利用者の意見を伺いながら、 <u>オンライン診療を含めた診療体制など</u> に関する、今後の在り方の検討を行う。	女木島及び男木島に設置している国民健康保険直営診療所については、地域住民や利用者の意見を伺いながら、診療体制などに関する、今後の在り方の検討を行う。